



よくある間違い事例集

2024年7月

事業統括部知財課

国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構

目次

1. 産業財産権出願通知書によくある間違い
2. 産業財産権等出願後状況通知書によくある間違い
3. 知的財産権移転承認申請書・移転等届出書によくある間違い
4. 知的財産権放棄届出書・持分放棄届出書によくある間違い

Go

Go

Go

Go

↑
「Go」ボタンをクリック
すると該当ページに
遷移します

凡例

出願通知書：産業財産権出願通知書

出願後状況通知書：産業財産権等出願後状況通知書

移転承認申請書：知的財産権移転承認申請書

移転等届出書：知的財産権移転等届出書

移転通知書：知的財産権移転通知書

放棄届出書：知的財産権放棄届出書

持分放棄届出書：知的財産権持分放棄届出書

証憑書類：書誌的事項を確認できる書類

以下同じ

1. 産業財産権出願通知書 によくある間違い

(1) 入力された情報が正しくない

指摘内容	具体例	求められる対応
正しい情報が入力されていない。	<ul style="list-style-type: none"> ◆日本出願にもかかわらず、出願番号にPCT国際出願番号が入力されている。 ◆カナダ出願に関する出願通知書であるが、出願国を日本、出願番号も日本のものとしている。 ◆PCT国際出願から国内移行に係る出願通知書において、国際出願番号、国際出願日が空欄になっている。 ◆出願番号について、出願通知書では「2019100xxxxx8」と入力されているが、証憑書類では「2019100xxxxx.8」と僅かに異なる。 ◆A社→B社へ事前移転されているが、出願通知書では事前移転なしとなっている。 ◆複数の意匠権についての報告が、1つの報告にまとめられている。 	正しい情報を入力すること。出願後状況通知書の提出の際に出願通知書の間違いに気づいた場合は、出願通知書を修正し、再提出した上で、改めて出願後状況通知書についても再提出すること。
優先権主張について、正しく入力されていない。	◆基礎出願が日本出願で後の出願が日本出願以外であるにもかかわらず、優先権主張として「先の出願に基づく優先権主張」が選択されている。	基礎出願が日本出願で後の出願が日本出願以外の場合は、パリ条約に基づく優先権主張となる。「先の出願に基づく優先権主張」は特許法に基づく優先権主張のみ。
PMSにおいて、出願人2者が1つの欄にまとめて入力されている。	◆「出願人」欄の1つの欄に2社が入力されている。	2者を1つの行にまとめて入力すると、PMSでは1者と認識されるので、出願人1者につき1行に入力すること。2者入力の場合は、「追加」ボタンを押して、「出願人」欄を増やすこと。

1. 産業財産権出願通知書 によくある間違い

(2) 必要な手続きがされていない

指摘内容	具体例	求められる対応
必要な手続きがされていない	<ul style="list-style-type: none">◆PCT国際出願の基礎となる日本出願についての出願通知書が提出されていない。◆PCT国際出願からアメリカへの国内移行に関する出願通知書が提出されているが、PCT国際出願についての出願通知書が提出されていない。◆提出日が提出期限から大幅に超過している。	必要な手続きを行うこと。

(3) 発明者、出願人、権利者に関するもの

指摘内容	具体例	求められる対応
発明者、出願人、権利者について正しく入力されていない。	<ul style="list-style-type: none">◆出願人欄に発明者が記載されている。	職務発明規程により特許を受ける権利を発明者（従業員）から会社に承継させることとしている場合、出願人は従業員が所属する法人となる。なお、権利者は、出願人が出願した特許に特許権が付された際、当該出願人が権利者（特許権者）となる。
発明者と出願人が異なるため、知的財産権の移転の可能性がある。	<ul style="list-style-type: none">◆発明者はA社とB大学の者だが、出願人はA社のみ。B大学→A社で出願前移転が発生している可能性がある。◆出願後状況通知書に添付された証憑書類では発明者はA社の者のみだが、出願通知書では出願人がA社とB社になっている。	知的財産権の移転がある場合は、移転承認申請書又は移転等届出書を提出すること。

1. 産業財産権出願通知書 によくある間違い

(4) PCT国際出願に関するもの

指摘内容	具体例	求められる対応
PCT国際出願からの国内移行について、出願日が国内移行日となっている。	◆PCT国際出願から米国への国内移行にもかかわらず、出願日をPCT国際出願日ではなく、国内移行日としている。	PCT国際出願から国内移行した場合の出願日は、国内移行日ではなくPCT国際出願日となるので、出願日はPCT国際出願日とすること。
PCT国際出願について、出願国が正しく入力されていない。	◆PCT国際出願の出願通知書の出願国がPCTではなくJPとなっている。	PCT国際出願の場合は、原則出願国をPCT(全指定)とすること。

【注意】

出願後状況通知書では出願日、出願国、出願番号を修正することができません。これらを間違えた場合、受託者は、出願日、出願国、出願番号を正しく入力し直した出願通知書を再提出した上で、改めて出願後状況通知書についても再提出する必要があります。

出願日、出願国、出願番号については、出願通知書に入力したものがそのまま出願後状況通知書に反映されますので、出願通知書でこれらを入力する際は特に注意するようお願いいたします。

2. 産業財産権等出願後状況通知書 によくある間違い



(1-1) 証憑書類の不備

【出願に関するもの】

指摘内容	具体例	求められる対応
証憑書類が添付されていないので、書誌的事項が確認できない。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出願番号が確認できる証憑書類が添付されていない。 ◆ PCT国際出願に係る証憑書類が添付されていない。 ◆ 出願前の移転承認申請書が添付されているが、承認書が添付されていないため、承認済みか確認できない。 ◆ PCT国際出願からの国内移行に係る出願後状況通知書が提出されているが、そのことが確認できる証憑書類が添付されていない。 	出願後状況通知書には出願に関する書誌的事項が確認できる証憑書類の添付が必要。書誌的事項が確認できる証憑書類を添付すること。
添付された証憑書類からは書誌的事項が確認できず、通知書の記載が正しいかどうか確認できない。	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 優先権主張の基礎出願の出願番号を証憑書類から確認できない。 ◆ 証憑書類からは、願書に【国等の委託研究の成果に係る記載事項】が記載されているか確認できない。 	添付する証憑書類は、出願に関する書誌的事項が確認できるものとする。

2. 産業財産権等出願後状況通知書 によくある間違い

(1-1) 証憑書類の不備

指摘内容	具体例	求められる対応
出願通知書と証憑書類で内容に齟齬がある。	<ul style="list-style-type: none">◆証憑書類ではA社とB社の共願だが、出願通知書ではA社の単願となっている。◆証憑書類はPCT国際出願のものだが、出願通知書にある出願番号は日本出願のものが入力されている。◆証憑書類では優先権主張なしになっているが、出願通知書ではありとなっている。◆出願通知書では、出願国を日本とし、出願番号も日本のものが入力されているが、証憑書類は台湾登録のものが添付されている。	出願通知書を修正し、再提出した上で、出願後状況通知書についても再提出すること。
証憑書類に記載の言語が日本語又は英語でないため、書誌的事項が確認できない。	<ul style="list-style-type: none">◆証憑書類が英語以外の外国語で記載されているため、出願人がA大学、B大学、C社であることが確認できない。	原文が外国語で英語以外の場合、該当箇所の訳文が必要。

2. 産業財産権等出願後状況通知書 によくある間違い

(1 - 2) 証憑書類の不備

【登録に関するもの】

指摘内容	具体例	求められる対応
証憑書類が添付されていないので、書誌的事項が確認できない。	◆登録番号、登録日が確認できる証憑書類が添付されていない。	出願後状況通知書には登録に関する書誌的事項が確認できる証憑書類の添付が必要。書誌的事項が確認できる証憑書類を添付すること。
添付された証憑書類からは書誌的事項が確認できず、通知書の記載が正しいかどうか確認できない。	◆ドイツへの国内移行に関する通知書であるが、証憑書類からは登録番号が確認できない。	添付する証憑書類は、書誌的事項が確認できるものとする。
証憑書類に記載の言語が日本語又は英語でないため、書誌的事項が確認できない。	◆中国語の証憑書類が添付されているが、翻訳されたものが添付されていない。	原文が外国語で英語以外の場合、該当箇所の訳文が必要。

(2) 入力された情報が正しくない

指摘内容	具体例	求められる対応
正しい情報が入力されていない。	◆登録番号の欄に社内管理番号が入力されている。	正しい情報を入力すること。
PMSにおいて、権利者2者が1つの欄にまとめて入力されている。	◆「権利者情報」欄の1つの欄に2社が入力されている。	2者を1つの行にまとめて入力すると、PMSでは1者と認識されるので、権利者1者につき1行に入力すること。2者入力の場合は、「追加」ボタンを押して、「権利者情報」欄を増やすこと。

2. 産業財産権等出願後状況通知書 によくある間違い

(3) 必要な手続きがされていない／不要な手続きを行っている

指摘内容	具体例	求められる対応
必要な手続きがされていない。あるいは、不要な手続きを行っている。	<ul style="list-style-type: none">◆ 提出のあった出願後状況通知書に対応する出願通知書が提出されていない。◆ PCT出願に係る出願後状況通知書を提出している。◆ EPC加盟国で有効化が必要となるEPO出願に係る出願後状況通知書を提出している。◆ 願書に【国等の委託研究の成果に係る記載事項】が記載されていない。◆ 願書に記載の【国等の委託研究の成果に係る記載事項】の事業年度は事業の契約初年度とするところ、実施期間が入力されている。	必要な手続きを行うこと。

【注意】 (再掲)

出願後状況通知書では出願日、出願国、出願番号を修正することができません。これらを間違えた場合、受託者は、出願日、出願国、出願番号を正しく入力し直した出願通知書を再提出した上で、改めて出願後状況通知書についても再提出する必要があります。

出願日、出願国、出願番号については、出願通知書に入力したものがそのまま出願後状況通知書に反映されますので、出願通知書でこれらを入力する際は特に注意するようお願いいたします。

3. 知的財産権移転承認申請書・移転等届出書 によくある間違い



(1) 移転の事実を確認できる書類（エビデンス）の不備

指摘内容	具体例	求められる対応
知的財産権移転の確認に必要なエビデンスが添付されていない。	◆A社（親会社）からB社（子会社）への知的財産権移転に際して、A社とB社が親子関係であることが確認できる資料が添付されていない。	出資比率が確認できる書類を添付すること。

(2) 必要な手続きがされていない／不要な手続きを行っている

指摘内容	具体例	求められる対応
提出不要な時期に契約したプロジェクトにおいて、移転等届出書が提出されている。	◆2014年度に契約したプロジェクトに係る移転等届出書が提出されている。	2015年11月15日より前に契約したプロジェクトについては、移転等届出書の提出は不要。
必要な手続きがされていない。あるいは、不要な手続きを行っている。	◆受託者（法人）の分割により分割先へ知的財産権を移転する場合は、事前承認の対象にはならず、移転等届出書の提出としていところ、移転承認申請書が提出されている。	必要な手続きを行うこと。

4. 知的財産権放棄届出書・持分放棄届出書 によくある間違い



(1) 必要な手続きがされていない／不要な手続きを行っている

指摘内容	具体例	求められる対応
提出不要な時期に契約したプロジェクトにおいて、放棄届出書が提出されている。	◆2013年度に契約したプロジェクトにおいて、放棄届出書が提出されている。	2015年11月15日より前に契約したプロジェクトについては、放棄届出書の提出は不要。
知的財産権の持分移転に関して、異なる種類の届出書が提出されている。	◆2022年度に終了したプロジェクトにおいて、持分放棄届出書が提出されている。	持分放棄届出書の提出が可能なプロジェクトは、2023年10月1日時点で継続しているもの、又は、今後契約締結するものであり、それより前に終了したプロジェクトについては、移転承認申請書又は移転届出書を提出すること。